

誇　問　書

佐市企政第119号
平成28年7月28日

佐賀市個人情報保護審査会

会長　村上英明様

佐賀市長　秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号及び第8条第1項第5号の規程により、下記のとおり貴審査会の意見を求める。

記

1 調査事項

富士町コミュニティバス及び三瀬地区コミュニティバスにおいて使用する車両へのドライブレコーダー設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 調査理由

企画政策課では、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送として、コミュニティバス4台（富士1台、三瀬3台）を運行している。

コミュニティバスの運行については、安全が第一であり、運転士に対して安全運転を徹底してきたところである。

しかし、万が一事故やトラブルが発生した場合、客観的に状況を確認する手段がなければ、迅速な対応が困難になる可能性がある。

そこで、更なる安全運転の徹底と事故や運行トラブルの原因分析体制を充実させるため、コミュニティバスにドライブレコーダーを設置することで、コミュニティバスの安全性を高める。

3 所管課

企画調整部企画政策課

4 設置時期（予定）

三瀬：平成28年9月、富士：平成28年10月

5 ドライブレコーダーの概要

（1）設置場所

- ・バスごとに専用のドライブレコーダーを設置する。
- ・三瀬地区コミュニティバスには、バスのフロントガラスに前方に向けて、各1基設置する。
- ・富士町コミュニティバスには、バスのフロントガラスに前方に向けて1基、ルームミラー付近から車内に向けて1基、計2基設置する。

(2) 記録する情報及び保存方法

- ・バス運行中の映像情報と音声情報（以下「記録データ」という。）を記録する。
- ・記録データは、バス車内に設置するドライブレコーダーに装着した記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録する。
- ・メモリーカードは、事故等の分析等のために車外に持ち出す場合等を除き、原則として車内のドライブレコーダーに装着したままで連続使用する。
- ・車両に設置するドライブレコーダー及びメモリーカードの保護のため、運転士が不在の際は常に車両を施錠する。
- ・事故等の分析等のために車外に持ち出したメモリーカードは、取扱者が施錠可能な保管庫に施錠して保管する。
- ・メモリーカードの記録データは順次上書き記録し、一定の期間が経過した後に、自動的に完全消去する。
- ・衝撃を感知し、上書き禁止ロックがかかった記録データは、事故やトラブルが発生していない限り、一定期間ごとに取扱者によって完全消去する。

(3) 掲示及び広報

車内に「ドライブレコーダー作動中」等と表示し、乗客等に周知する。

(4) 記録データの取扱い

- ・記録データは、ドライブレコーダーの管理責任者及び記録データ取扱いの許可を管理責任者から受けた者のみが取り扱うことができる。
- ・記録データを取り扱うことができるパソコンは、管理責任者が指定したパソコンに限定する。
- ・記録データは、記録時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- ・記録データを複写する必要がある場合、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去する。

6 記録データの視聴及び外部提供等

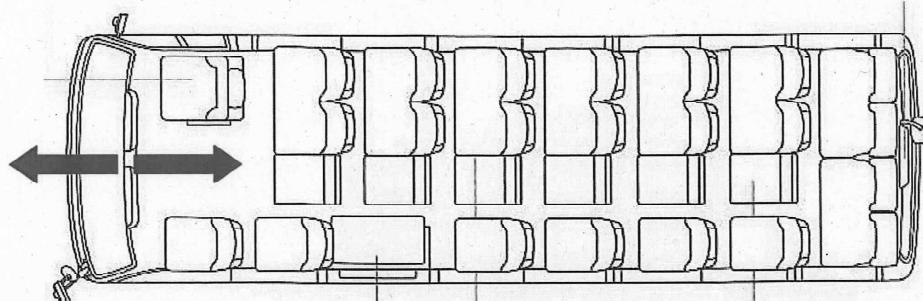
記録データの視聴及び外部提供等については、佐賀市個人情報保護条例及び「ドライブレコーダー運用基準」に基づき取り扱う。具体的には、次の場合が考えられる。

- ・事故等の状況把握及び原因分析並びに運転士の指導のために、佐賀市関係者（管理責任者、取扱者及び運転士等）が記録データを視聴する場合
- ・事故等の状況把握や原因分析のために、佐賀市関係者（管理責任者、取扱者、運転士及び本市や運行受託者が加入する自動車保険会社の担当者等。）と事故等の相手方（事故により負傷した乗客や相手方が加入する自動車保険会社の担当者等を含む。）の双方が記録データを視聴する場合
- ・事故等の状況把握や原因分析のために、佐賀市や運行受託者が契約している自動車保険会社の担当者等に記録データの提供を認める場合
- ・法令等の規定に基づく捜査機関等からの照会に応じ、記録データの視聴・提供を認める場合

ドライブレコーダー設置イメージ

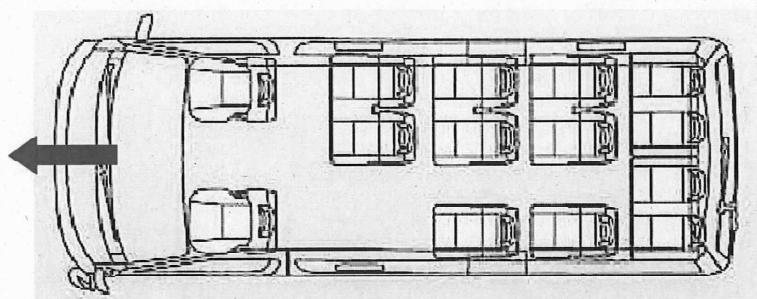
【富士町コミュニティバス】 29人乗り（1台）

前方と車内、両方向を撮影する。



【三瀬地区コミュニティバス】 14人乗り（2台）、10人乗り（1台）

前方のみを撮影する。



【カメラ設置イメージ】 フロントガラスに機器を取り付け、撮影する。



ドライブレコーダー運用基準（案）

（目的）

第1条 この運用基準は、富士町コミュニティバス及び三瀬地区コミュニティバスにおいて使用する車両へのドライブレコーダーの設置及びこれにより記録された映像情報及び音声情報（以下「記録データ」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めることにより、ドライブレコーダー及び記録データを適正に運用し、運転士の安全運転意識の向上、適切な事故処理及び事故防止等に資するものとする。

（定義）

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー：コミュニティバスの前方向の映像情報（富士町コミュニティバスで使用する車両にあっては、車内の映像情報も含む。）と車内外の音声情報を記録する装置をいう。
- (2) 記録データ：ドライブレコーダーを用いて記録媒体（以下「メモリーカード」という。）に記録した映像情報及び音声情報をいう。
- (3) 管理責任者：ドライブレコーダー及び記録データを管理する者をいう。
- (4) 取扱者：管理責任者よりドライブレコーダー及び記録データの取扱いの許可を受けた者をいう。

（ドライブレコーダーの設置）

第3条 第1条の目的を達成するために、富士町コミュニティバス及び三瀬地区コミュニティバスにおいて使用する車両にドライブレコーダーを設置する。

- 2 ドライブレコーダーの作動時間は、車両の運用時間とし、運転士が不在の際は、常に車両を施錠する。

（管理責任者の責務）

第4条 ドライブレコーダー及び記録データの適正な運用及び管理を図るため、管理責任者をおく。

- 2 管理責任者は、企画政策課長とする。
- 3 管理責任者は、次条に規定する取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

（取扱者の責務）

第5条 取扱者は、支所長及び副支所長（支所は三瀬支所、富士支所に限る）、企画政策課交通政策副室長、コミュニティバス業務担当者、運行管理の責任者とする。

- 2 取扱者は、この基準を遵守し、ドライブレコーダー及び記録データの適正な取扱いに努めなければならない。

（記録データの取扱い）

第6条 記録データは、ドライブレコーダー本体内に装着したメモリーカードに記録する。

- 2 メモリーカードは、ドライブレコーダーの本体内に常時装着するものとし、次条及び第8条に定める場合にのみ本体から取り出すことができる。
- 3 前項において車外に取り出したメモリーカードは、取扱者が施錠可能な保管庫に施錠して保管する。
- 4 記録データを取り扱うことができるパソコン（以下「解析用パソコン」という。）は、管理責任者が指定したパソコンに限定するものとし、解析用パソコンの操作は、管理責任者及び取扱者のみが行うことができる。
- 5 記録データは、記録時の状態で保存するものとし、加工をしてはならない。
- 6 記録データを解析用パソコンに取り込む必要がある場合は、必要な部分のみを記録時の状態のまま複写することとし、複写の目的を達した後は、速やかに複写した記録データを消去するものとする。

（記録データの視聴の制限）

第7条 記録データ（複写データを含む。以下同じ。）は、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合及び次の各号のいずれかに該当する場合に視聴を認めるものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

- (1) コミュニティバスの交通事故等発生時の状況把握及び原因分析並びに運転士の指導のために、市関係者（管理責任者、取扱者及び運転士等。）が記録データを視聴する場合
- (2) コミュニティバスの交通事故等発生時の状況把握及び原因分析のために、市関係者（管理責任者、取扱者、運転士及び本市や運行受託者が加入する自動車保険会社の担当者等。）と事故の相手方（事故により負傷した乗客や相手方が加入する自動車保険会社の担当者等を含む。）が双方で、記録データを視聴する場合
- (3) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合

（記録データの外部提供の制限）

第8条 記録データは、佐賀市個人情報保護条例の規定に基づく場合及び次の各号のいずれかに該当する場合に外部提供を認めるものとし、それ以外の目的に利用してはならない。

- (1) コミュニティバスの交通事故等発生時の状況把握や原因分析のために、本市又は運行受託者が加入する自動車保険会社の担当者等へ記録データを提供する場合
- (2) その他、特に必要であると管理責任者が認める場合

（委任）

第9条 この基準に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び運用に関し必要な事項は管理責任者が別に定める。

附 則

この基準は、平成28年 月 日から実施する。